

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年 8 月28日（火） 午前 8 時56分～午前 9 時23分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)児童青少年部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
- 幹 事 政策室長（欠席）
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項 1 「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの一部改定について」の説明をお願いします。

部 長 8 月 21 日の庁議後に各課からいただいた意見と対応を資料にまとめました。

1 点目について、「P 3（第 2 章 1）安否確認者を支援組織から外すことで、法第 49 条の 11 第 3 項に基づく名簿の提供ができなくなるが、支障はないのか。」という意見をいただきました。回答としては、「プラン P19～P20 に記載しておりますが、個別計画を策定するにあたり、市は、狛江市地域見守り活動支援対象者名簿登録申込書兼個別計画書を要支援者に郵送し、個別計画書の作成を依頼いたします。郵送いたします申込書兼計画書は市保管用、要支援者保管用、安否確認者保管用の 3 枚綴りとし、作成いただいた申込書兼計画書を要支援者から安否確認者に提供していただくことといたしますので、支障はないと考えています。」としています。

2 点目について、「P32（第 3 章（2）ウ）福祉避難所の開設要請は、災対福祉部で可能なのか。狛江市災害対策本部権限ではないのか。」という意見をいただきました。回答としては、「『災対福祉保健部』を『市災害対策本部』に変更しました。」としています。

3 点目について、「P33（第 3 章 2（2）カの表）要配慮者として『外国人』は対象にならないのか。」という意見をいただきました。回答としては、「狛江市地域防災計画（平成 30 年修正）〈震災編〉P155 のとおり、市、都の定義では『要配慮者』に外国人も含まれます。ただし、外国人という属性のみで福祉避難所に避難していただくことは想定しておりません。もっとも、外国人の中には高齢者や障がい者で福祉避難所に避難していただくことが適切であると考えられる方もいらっしゃいます。そこで、表に外国人への支援内

容として『生活習慣の違いへの配慮（食事、宗教等）』及び『コミュニケーション支援・通訳確保』を加えました。」としています。

4点目について、「P34（【福祉避難所必要物品一覧表】）この表の中に狛江市独自で取り組んでいる『ジンリキ』（災害時車いす移動支援器具）を必要備品に位置付けないのか。」という意見をいただきました。質問に対する回答としては、「表中の『◆共通-その他』に必要物品として『エアストレッチャー』及び『災害時車いす移動支援器具』を加えました。」としています。

なお、それぞれの回答内容は計画に反映させています。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。続いて審議事項2「狛江市災害廃棄物処理計画（案）について」の説明をお願いします。

部長 本計画は、近年頻発する風水害や地震等の発災後、発生するがれき、ごみ及びし尿の処理についての基本方針を定めるもので、計画内容については、地域防災計画を補完し、東京都が平成29年6月に策定した災害廃棄物処理計画に準ずる内容となっています。

主な内容は、災害発生に伴い市が行う災害廃棄物の収集・処理及び一連の業務を定めたものとなっており、具体的には、損壊建物の撤去に伴い生じる木材等のがれき、一時的に多量に発生した廃家具や廃家電等の粗大ごみ、復旧作業に使用した雑巾等の生活ごみ、タイヤ、ホイール及びガスボンベ等の適正処理が困難な廃棄物、避難所の仮設トイレ等から汲み取るし尿の処理についてです。

1ページには計画の目的等、2ページには災害廃棄物処理計画と各種計画の関係等、3ページには計画対象及び範囲、4ページには災害想定、5ページには計画の基本方針、6から8ページまでには組織体制及び担当の分担、9ページには市民へのごみ排出方法等のお知らせ方法、10から17ページまでにはがれきの処理、18・19ページには粗大ごみの処理、20から23ページまでには生活ごみの処理、24・25ページには適正な処理が困難な廃棄物の処理、26から30ページまでにはし尿処理及び仮設トイレの設置・維持管理について記載しています。

本計画は災害発生時の基本的な対応を定めたものであり、発災時には被災状況に応じた実施計画を定めることとなっています。

内容を確認いただき、意見等ありましたら、8月31日までに清掃課へ連絡をお願いします。

市長 本件について、意見等ありますか。

部長 12ページに、災害時のごみの仮置場の必要面積が17,033㎡と記載されていますが、仮置場の第1候補地となっている西和泉グラウンドは約7,200㎡しかなく、西和泉グラウンドだけでは面積が足りていないことを、災害対策本部

の構成員でもある庁議メンバーに認識しておいていただきたいと思います。

部 長 正にその点が本計画において重要であり、ごみの仮置場を暫定的に選定しておくだけでも初期対応のスピードが違ってきます。ただし、多摩川で洪水があった場合、西和泉グラウンドは浸水する可能性が高いことから、その際は災害対策本部において代替地を選定する必要があります。

副市長 近年の災害状況に鑑みれば、ごみの仮置場の対策は必須であると考えます。西和泉グラウンドは一時避難所にも指定されていますが、安心安全課とは調整済みですか。

部 長 調整済みです。

市 長 新潟県中越地震の際は、狛江市の職員がごみの仮置場の対応を行っているため、対応した職員の話も参考にさせていただきたいと思います。私も新潟県旧川口町や宮城県石巻市のごみの仮置場を見たことがあります。様々なごみが廃棄され、大変な状況であったことを記憶しています。旧川口町や石巻市と狛江市とでは、市域やごみの仮置場の候補地数に大きな違いがあり、また、災害の大きさによっては仮設住宅も建設する必要があるため、西和泉グラウンド以外の候補地についても事前に選定しておくようにしてください。また、災害時のごみの仮置場の対応は市の職員ではなく他自治体からの応援職員が行う可能性もあるため、わかりやすい場所を選定するようにしてください。

他に意見等ないようなので、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に報告事項1「庁内ネットワーク停止日時の変更について」を報告してください。

部 長 平成30年7月豪雨災害の影響により、第四次LGWANへの移行作業日が延期されることから、6月13日の庁議において報告した庁内ネットワークの停止日時について、一部変更が生じます。

9月29日の午後8時以降に予定していた第四次LGWAN回線への移行作業は12月11日の午後8時以降に、10月3日の午後6時以降に予定していた第四次LGWAN回線への通信方法の変更作業は12月17日の午後6時以降にそれぞれ変更します。

ご不便をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

市 長 報告を了承とします。続いて報告事項2「新設認可保育園について」を報告してください。

参 与 現在小田急線高架下の小田急マルシェ喜多見に設置されている東京都認証保育所である木下の保育園「ひまわり」と「たんぽぽ」が、小田急線の高架橋柱の耐震工事に伴い平成31年度末をもって閉所します。また、それに代わり、平成32年4月からは、同じく木下の保育園が新たに岩戸北三丁目

の高架下に新設の認可保育園を開設する予定です。

閉所となる2園の定員は70人であり、閉所に伴い1歳児では8人の定員が足りなくなりますが、新設認可保育園の定員は、0歳児が10人、1～5歳児までが各20人の110人程度となっています。

設置認可に向けた東京都との手続きを9月から開始する予定であり、事業者との協議が整った段階で改めて庁議で報告します。

9月以降、平成31年4月の入園希望者の募集手続きが開始されますが、各園が配布する募集案内の中で31年度末での2園の閉所について周知し、また、今後市が作成する31年度の保育園等の入園のしおりにも同様の記載をする予定です。

現時点では、在園児の大半が狛江市在住者ですが、世田谷区在住者も数人いるため、事業者には世田谷区にも状況を説明していただき、今後の対応について協議するよう調整を進めてまいります。

また、平成31年度末時点の在園児の転園等の取扱いについては、事業者と協議の上検討してまいります。閉所情報が公表される前に入園された方に対しては、不利益な状況が生じないように対応していきます。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「調布都市計画公園第8・2・4号土屋塚公園の事業認可取得について」を報告してください。

部長 平成27年度狛江市都市計画変更で新たに追加した都市計画公園のうち、調布都市計画公園第8・2・4号土屋塚公園について、都市計画法第59条第1項の規定に基づく認可を取得するため、東京都と協議・調整を行い、30年6月15日に東京都へ同法第60条の規定に基づく都市計画事業認可申請を行った結果、8月20日付けで事業認可通知を受領しました。

土屋塚公園は、亀塚公園、猪方小川塚公園及び白井塚公園に続く市内4か所目の歴史公園であり、古墳及び周辺の土地と一体的に保全・活用することにより、広く親しまれ、利活用される歴史的資源とすることを事業目的としています。事業期間は、告示日から平成33年3月31日までとなっています。公園の位置及び事業内容については資料のとおりです。

市長 報告を了承とします。

その他お知らせはありますか。

部長 行政提案型市民協働事業のテーマ募集についてです。

平成26年度からスタートした本事業について、31年度実施に向けたテーマ募集を行います。いただいたテーマについては、庁議において審議いただき、その後広報こまえ等で募集を行います。応募のあった事業については、市民参加と市民協働に関する審議会での審査等を経て、協働団体と事業内容を決定します。実際の事業実施は平成31年度です。

また、テーマの設定に当たっては、必ずしも新たな事業を企画立案いただく必要はありません。平成 28 年度からこまえくぼ 1 2 3 4 が市民活動団体の支援を行っているように、現在は行政が事業の企画から実施まで全てを担うのではなく、市民にアイデアや知恵を募る等、地域の力の活用が必要不可欠です。既に実施している事業の中にも、こうした地域の力をうまく活用することで、より効果的・効率的に実施できる事業があると考えられるため、こうした観点からのテーマ設定についてもご検討ください。また、テーマ設定に当たっては、団体と協働して実施できるようなものとするようお願いいたします。

庁議終了後、各課に事務連絡を発出しますので、テーマがある場合は 10 月 12 日までに政策室へ提出をお願いします。

市 長 その他何かありますか。

部 長 狛江市多摩川河川敷ドッグラン及び駐車場に関するアンケート調査についてです。

5 月まで試験運用を実施した多摩川河川敷ドッグラン及び駐車場について、本格設置を検討する際の参考とするためにアンケート調査を実施します。

アンケートの送付対象者は、住民基本台帳から無作為に抽出した 18 歳以上の 1,500 人の市民で、回答期間は 9 月 10 日から 10 月 5 日までです。

アンケートの構成について、ドッグランに関する設問が 7 問、駐車場に関する設問が 10 問、多摩川に関する設問が 1 問、個人属性に関する設問が 5 問としています。

部 長 問 15 に駐車場の常設を希望するという選択肢がない理由と、アンケートでは通常冒頭に持ってくる属性についての設問を最後に持ってきている理由を教えてください。

部 長 属性に関する質問については、最後にした方が答えやすくなるのではないかという意見があり、そのようにしました。また、問 15 に駐車場の常設を希望するという選択肢がない理由については、常設という選択肢を設置するのであれば、維持管理費等含め総合的に判断できる内容を提示する必要があると考えたためです。

市 長 誤解を招くことがないように、選択肢等については改めて検討をお願いします。その後の対応については、環境部に一任します。

 その他何かありますか。

部 長 ごみ分別アプリについてです。

9 月 1 日から、ごみ分別アプリが配信されます。これにより、ごみカレンダー等をあまり見ない若者でも、スマートフォンで確認できるようになります。

部 長 iPhone やアンドロイドのスマートフォンどちらでも対応可能ですか。

部 長 両方とも対応可能です。

市 長 他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、9月5日午前9時から開催します。